

(2) 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

① 心身の不調

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

	精神的不調	身体的不調
直後	<input type="checkbox"/> 現実として受け止められない <input type="checkbox"/> 感情や感覚が麻痺する <input type="checkbox"/> 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする <input type="checkbox"/> 周りのことが目に入らない、注意集中できない <input type="checkbox"/> 自分が自分でないような気持ちがする <input type="checkbox"/> 現実感がない、夢の中のような感じがする <input type="checkbox"/> 事件の時のことがよく思い出せない <input type="checkbox"/> 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ちがわいてくる <input type="checkbox"/> 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる <input type="checkbox"/> 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう	<input type="checkbox"/> どきどきする <input type="checkbox"/> 冷や汗をかく <input type="checkbox"/> 手足に力が入らない <input type="checkbox"/> 手足が冷たい <input type="checkbox"/> 過呼吸になる <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。</p> </div>
中長期	<input type="checkbox"/> 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる <input type="checkbox"/> 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる <input type="checkbox"/> 事件に関することが頭の中によみがえってくる <input type="checkbox"/> 神経が興奮して落ち着かない	<input type="checkbox"/> 眠れない <input type="checkbox"/> 頭痛やめまい <input type="checkbox"/> 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる <input type="checkbox"/> 倦怠感、疲労感、微熱 <input type="checkbox"/> お腹や身体その他の部分が痛い <input type="checkbox"/> 生理不順、月経痛

(参考：武蔵野大学 人間科学部 小西聖子研究室

犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://victims-mental.umin.jp/>)

*平成 30 年 4 月 1 日現在の情報

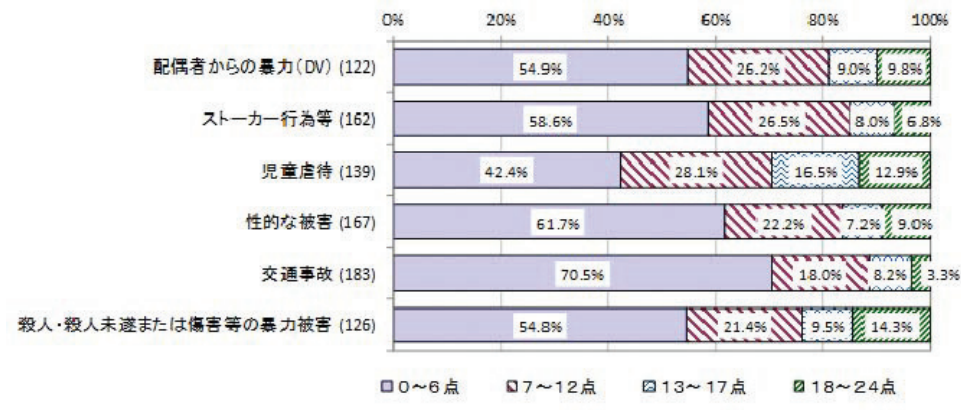
○子どもの場合の心身の変化

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のようなさまざまな行動や反応を示す場合があります。

心の変化	体の不調や行動
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実を受け入れられない <input type="checkbox"/> 辛い、悲しいという感情がわいてこない <input type="checkbox"/> 涙が出ない <input type="checkbox"/> 重要な部分が思い出せない <input type="checkbox"/> 出来事に関連する思考、人、場所を避けようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発熱や腹痛が出る <input type="checkbox"/> 震える、固まる <input type="checkbox"/> 汗をかく、だるい、しんどい <input type="checkbox"/> めまい、息苦しさ、頻尿等（身体の病気でなくても起きます） <input type="checkbox"/> 睡眠の問題が生じる （寝付けない・途中で目が覚める） <input type="checkbox"/> 食べ吐きしてしまう、食べない <input type="checkbox"/> 勉強や遊び、好きなことにも集中できない <input type="checkbox"/> 勉強やスポーツに熱中し、過剰に没頭する <input type="checkbox"/> 教室に入れませんが、部活は参加できる <input type="checkbox"/> 家族との会話が減る、反抗する、よい子を演じる <input type="checkbox"/> 無謀な、または自己破壊的な行動をとる <input type="checkbox"/> まるで何事もなかったように普通にふるまう <input type="checkbox"/> 急にはしゃぎだす <input type="checkbox"/> なんとなくいつもびくびくする <input type="checkbox"/> 表情の動きが少なく、ぼうっとしている

＜図4 犯罪被害類型別、精神健康状態（K6得点※）＞

犯罪被害類型別にK6の値を見ると、重症精神障害相当とされる13点以上の割合は、児童虐待(29.4%)で最も高く、次いで殺人・傷害(23.8%)、DV(18.8%)となっている。



※K6得点：こころの健康を崩しているかどうかを判断する指標。

6つの設問の合計値（最大24点）が高いほど精神健康に問題がある可能性が高くなり、合計値13点以上では重症精神障害の診断に該当する可能性が高いとされ、7～12点では、軽度精神障害の可能性ありとされている。

本調査では、アンケート調査票のQ29において、過去30日間に「神経過敏に感じた」、「絶望的だと感じた」、「それぞれ落ち着かなく感じた」、「気分が沈みこんで、何が起ころうとも気が晴れないように感じた」、「何をしても骨折りだと感じた」、「自分は価値のない人間だと感じた」の6つの設問に対する回答選択肢について、「全くない」＝0、「少しだけ」＝1、「ときどき」＝2、「たいてい」＝3、「いつも」＝4とスコア化し、各回答のスコアを合算して得点を算出している。

（平成29年度 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から）

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です。

コラム —犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患—

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかと恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

②生活上の問題

・仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

・不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、さまざまです。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき

・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

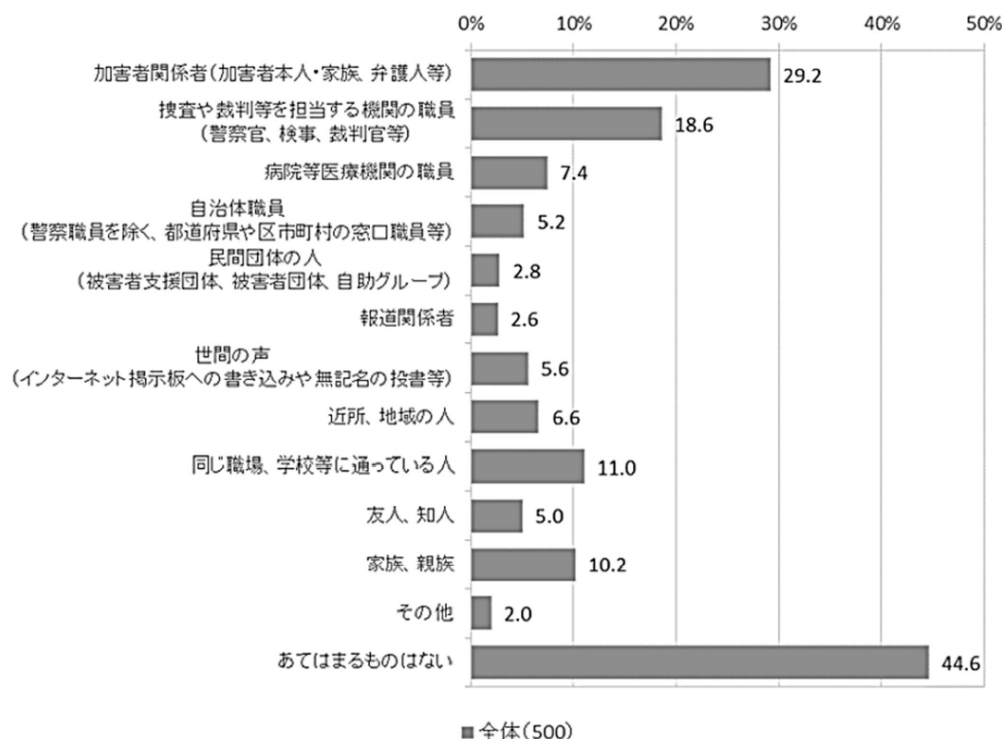
支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に添わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

・支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じられないこともあります。犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、事務的な対応、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

<図5 二次被害を受けた相手>

事件後に、言動や態度によってあなたの気持ちが傷つけられたと感じた相手の割合
加害者関係者が29.2%と高く、次いで捜査や裁判等を担当する機関の職員が18.6%と高い。



(平成26年度 内閣府 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

④ネット上やSNSによる誹謗中傷等

ネット上やSNSを通じて、見ず知らずの人達から誹謗中傷を受けたり、被害者の個人情報勝手にネット上で公開し拡散するなどの被害にあうことがあります。

⑤加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑥捜査、裁判に伴うさまざまな問題(負担)

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

参考 ー被害に遭われた方の手記ー

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、さまざまな機関・団体で作成されていますが、ここでは、警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室ホームページ (<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>) に掲載されている手記を紹介します。

- ・「犯罪被害者白書」コラム
- ・「犯罪被害類型別継続調査 調査結果報告書」
- ・「私たちにできること」